

京都市障害者施策推進審議会条例

平成 6 年 3 月 10 日

条例第 42 号

京都市障害者施策推進審議会条例

(設置)

第 1 条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成 24 年 5 月 28 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項中「25 人」を「35 人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

（平成 24 年 5 月 28 日規則第 8 号で平成 24 年 5 月 28 日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

3 改正後の条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する。

京都市障害者施策推進審議会条例施行規則

平成 6 年 6 月 14 日

規則第 26 号

京都市障害者施策推進審議会条例施行規則

(庶務)

第 1 条 京都市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第 2 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成 24 年 5 月 28 日規則第 9 号で平成 24 年 5 月 28 日から施行)

(経過措置)

2 京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成 24 年 5 月 28 日京都市条例第 1 号)附則第 2 項の別に定める日は、平成 24 年 6 月 25 日とする。

京都市障害者施策推進審議会設置要綱

(目的)

第1条 京都市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の設置に伴い、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(処理事項)

第2条 審議会では、次の各号に掲げる事務について処理する。

- (1) 本市における障害者計画の策定及び変更に関する事項の処理
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策に関する実施状況の監視
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互で連絡調整を要する事項の調査審議

(委員)

第3条 審議会委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 社会福祉事業に関して学識経験がある者
- (2) 障害のある者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 公募により選出された者

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。